

平成30年度

宍粟市手話施策推進方針 実施予定事業

(平成30年3月末時点)

施策1	手話に対する理解及び手話の普及
施策の方針	市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供する
施策2	手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり
施策の方針	ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施する
施策3	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善
施策の方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施する

評価基準	区分	評価内容	実施率
	A	計画通りに実施できている	80~100%
	B	概ね実施できているが、検討の余地有	60~80%
	C	実施無し又は事業の見直しが必要	60%以下

施策方針	推進施策	事業名 ★…事務事業評価対象事業	所管課	事業内容（方法）	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
1	(1) 手話言語の認知・手話やろう者の理解を深めるための普及啓発活動	①手話学習DVDの作成・上映・配布	障害福祉課	啓発用DVDを作成し、上映・配布を行う。 ・上映：講演会等の待ち時間に上映 ・配布：市内学校園所に配布	・上映箇所数 ・配布箇所数 ・製作数	10 20 1			
		②広報しそ「手話ワンポイントレッスン」の定期掲載	障害福祉課 秘書広報課	日常でよく使用する手話を「広報しそ」に掲載 ・掲載回数：4回/年	・掲載回数 ・掲載数（手話）	3 12			
		③「やってみよう！しーたん手話講座」の製作・放送	障害福祉課 秘書広報課	マスコットキャラクターしーたんと一緒に学ぶ手話チャンネルの製作・しそチャンネルで放送 その他、市HP、youtube等において公開	・製作数 ・公開媒体数 ・認知度（ア）	36 4 80%			
		④「やってみよう！しーたん手話講座」PRチラシの作成・配布	障害福祉課	各種媒体で公開されている手話講座（動画）を視聴してもらうために、周知用のチラシを作成し、配布 イベント、商業施設等で配布	・配布数 ・配布箇所	500 5			
	(2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり	★①手話教室講師派遣事業の実施	障害福祉課	手話教室の受講を希望する5人以上のグループ等に対し、講師を派遣し手話教室を実施 ・2時間/回	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	15 300 80% 80%			

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容（方法）	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
1	(2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり	②通いの場づくり応援事業における手話教室の実施	障害福祉課 介護福祉課	地域の高齢者団体に対して、健康づくり・介護予防に関するミニ講座（手話教室）を実施 ・30分/回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	3 60 80% 80%			
		③民生委員対象手話教室の実施	障害福祉課 社会福祉課	支部定例会等の機会を利用した手話教室を実施 ・1時間×2回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数	2 30			
	(3) 市職員に対する手話の理解・普及	①【職員対象】 市民局・支所の職員を対象した手話教室の実施	障害福祉課	本庁職員以外の部署に勤務する職員に対して手話教室を実施 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数	8 120			
		②【職員対象】 昼休憩時を利用した手話教室の実施	障害福祉課	昼の休憩時間を活用し、手話教室を実施 ・15～20分/回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数	24 240			
		③【職員対象】 新規採用職員を対象とした手話講座の実施	障害福祉課	新任職員を対象に新任職員研修時に手話講座を実施 ・1時間×1回	・実施回数 ・実施時間	1 1			
	(4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催	①事業所への啓発	障害福祉課	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に市内事業者に対して手話教室講師派遣事業チラシを配布	・配布回数 ・配布部数	2 50			

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容（方法）	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
1	(4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催	②事業所を対象とした手話教室の実施	障害福祉課	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に、事業所に対して手話教室を実施 ・1.5～2時間/回	・実施回数 ・受講者数	4 80			
2	(1) 市主催イベントや議会における手話通訳者の派遣	★①意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣）	障害福祉課	ろう者又はろう者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣 ・手話通訳者等の派遣調整業務（個人・団体） ・登録手話通訳者の健康管理業務（保険・けいわん検診） ・設置手話通訳者の配置 ・庁舎内での手話通訳業務 ・ろう者に対する窓口相談、対応	・派遣件数 ・登録者数 ・設置通訳者数 ・窓口相談件数 ・受診者数	650 18 2 300 6			
	(2) 手話通訳者派遣事業の充実								
	(3) 緊急時等の支援体制構築	①災害時の支援体制	障害福祉課 消防防災課	災害時の支援体制の充実について、関係部局と連携、調整を行います。 ・市防災訓練への参加取りまとめ	・訓練参加者数	6			
	(3) 緊急時等の支援体制構築	①緊急時（急病・火事）の派遣体制の構築	障害福祉課	担当課に緊急携帯を設置し、夜間休日の緊急時における派遣体制を構築 ・緊急対応者（手話通訳者）の登録、連絡名簿の作成 ・緊急時の対応について、西はりま広域消防本部と連携 ・緊急時対応名簿を作成し宿直室へ設置	・対応件数（派） ・対応件数（設）	40 15			

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容（方法）	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
2	(4) ICTを活用した意思疎通支援体制の構築	①タブレット端末の設置	障害福祉課	ろう者が自宅から（簡易な）相談、問合せに対応するため、タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話で対応 ・設置数 1台 ・設置場所 障害福祉課	・設置箇所 ・設置数 ・相談件数	1 1 36			
3	(1) 設置手話通訳者が不在とならない体制作り	①設置手話通訳者の配置	障害福祉課	庁内の各種手続きへの通訳対応、派遣調整を行うため、手話通訳者を設置 ・設置手話通訳者数 2名 (①週5日、②週4日：6h/日)	・設置通訳者数 ・窓口相談件数 ・訪問対応件数	2 300 10			
	(2) 手話奉仕員養成講座の実施	★①手話奉仕員養成講座（入門編）の実施	障害福祉課	手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施 ・2時間×20回/年 ・H31より入門・基礎を同時実施	・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者	20 20 8 3			
	(3) 手話通訳者の確保・養成	★①レベルアップ講座の実施（クラス1・クラス2）	障害福祉課	手話通訳技術の向上を目的とした講座を実施 ①クラス1：手話通訳者養成講座受講予定者又は手話通訳者統一試験受験予定者 ②クラス2：手話奉仕員養成講座終了程度 ・2時間×10回/年 ・講師：兵聴協へ依頼 ・クラス分け：講師面談により振分け	・実施回数 ・受講者数 ・受験者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	10 30 5 80% 80%			
		★②手話通訳者全国統一試験対策講座の実施	障害福祉課	手話通訳者全国統一試験受験者に対して、試験前に対策講座を実施 ・2時間×4回/年	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） ・合格者数	4 10 80% 80% 1			

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容（方法）	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
3	(3) 手話通訳者の確保・養成	③登録意思疎通支援者現任研修の実施	障害福祉課	登録手話通訳者に対して、（困難事例）事例検討を主とした現任研修を実施 ・2時間×4回/年	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 受講者数 理解度（ア） 満足度（ア） 	4 18 80% 80%			
	(4) その他意思疎通支援事業に必要な事業	①けいわん検診受診費用公費負担の実施	障害福祉課	けいわん検診受診者に対して、検診費用を負担 ・公費負担額 検診費用全額（6,696円/人）	<ul style="list-style-type: none"> 受診者数 	6			
		②福祉サービス総合保障保険の加入	障害福祉課	派遣者の活動中などの事故等の保障を行うため、福祉サービス総合保障保険（全社協）に加入 ・加入プラン Aプラン	<ul style="list-style-type: none"> 加入の有無 保険適用件数 	有 0			